

# 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

平成26年3月

滋 賀 県

# 目 次

## 第1章 総則

- 1 計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 広域避難体制

- 1 避難の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 避難先の事前調整を行う対象地域および人口・・・・・・・・ 1
- 3 広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 県域を超える広域連携および段階的避難の実施・・・・・・ 3
- 5 避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 避難手段および避難経路

- 1 避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・・・・・・・ 10

## 第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 緊急時における配布および服用の手順・・・・・・・・ 12
- 5 滋賀県版UPZ以遠への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第6章 避難所の設置運営

- 1 避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3	避難所運営に必要な物資の確保	13	
第7章 避難長期化への対応			
1	二次避難への移行の進め方	13	
2	二次避難先の確保	13	
第8章 要配慮者の広域避難			
1	基本的な考え方	13	
2	県の役割	14	
3	関西広域連合における考え方	14	
第9章 費用負担			15
第10章 滋賀県版UPZ以遠の地域への対応			15
第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 との関係			15
第12章 広域避難計画の見直し			15

## 第1章 総則

### 1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章 - 第7節 - 第1 - 2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

### 2 基本方針

- (1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、O I L 1に基づく避難またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提とするともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。

## 第2章 広域避難体制

### 1 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

### 2 避難先の事前調整を行う対象地域および人口

#### (1) 対象地域

県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「滋賀県版UPZ」という。）とする。

滋賀県版UPZを含む市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

#### (2) 対象人口

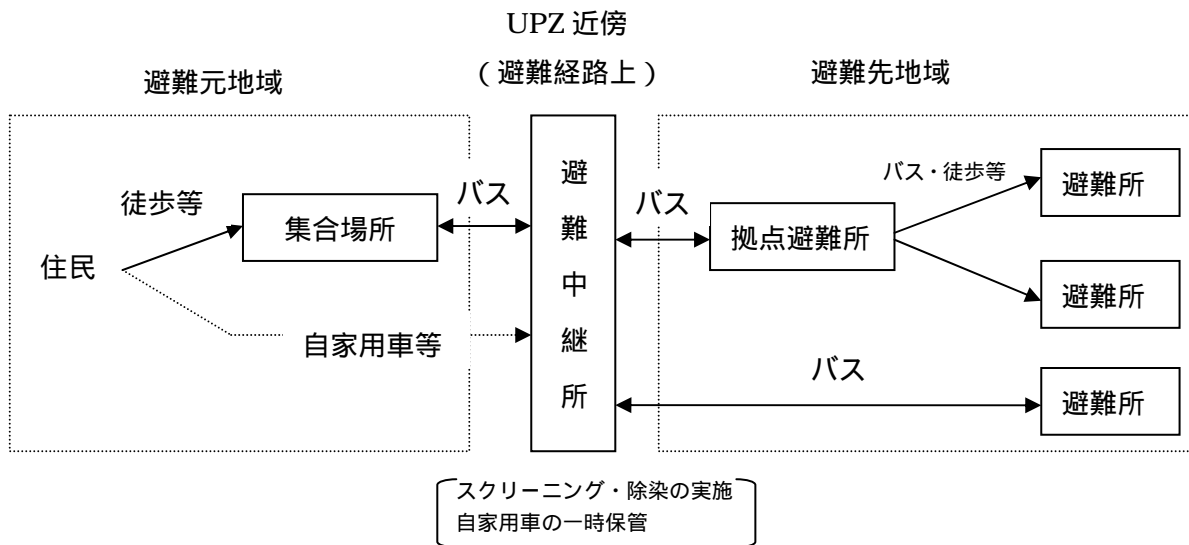
長浜市：27,640人、高島市：30,074人

住民基本台帳人口（平成25年3月31日現在）  
に基づく対象区域の人口

( 3 ) 滋賀県版UPZ以遠の地域への対応

滋賀県版UPZ以遠の地域が避難対象区域となり、広域避難が必要となった場合、県および当該区域を含む市町は、この計画の規定に準じて、避難先等の調整を行うものとする。

3 広域避難の基本的な流れ



避難用バスは、集合場所～スクリーニングポイント、スクリーニングポイント～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

( 1 ) 避難元地域から避難中継所への移動

避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不適當または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

( 2 ) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。

### (3) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

## 4 県域を超える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5 km圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内は屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を超えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している国の「広域的な原子力防災に関するワーキンググループ」を中心に検討を進め、今後、この計画に反映していくものとする。

## 5 避難先

### (1) 緊急時における避難先の決定方針

県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。

県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果、S P E E D Iによる放射性物質拡散予測結果等について、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

### (2) 県内他の市町への避難

県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議のうえ、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。

避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。

なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。

関係周辺市は、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。

県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

### (3) 他府県への避難

#### 【関西方面】

県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

関係周辺市ごとの大阪府内受入れ市町村は以下のとおりとする。

市名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	27,640人	大阪市 (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

高島市	30,074 人	大阪市（再掲） （豊能地域） 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 （三島地域） 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 （北河内地域） 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市
-----	----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難先市町村ごとの個表は、【別添 2】のとおり。

大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市につき事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取したうえで、受入れの割当てを見直す。

県は、 に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。

大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。

県は、 に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。

県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

#### 【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部 9 県 1 市）」に基づき、応援要請を行う。

### 第 3 章 避難手段および避難経路

#### 1 避難手段

##### (1) 原則

避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。



バスの活用に当たっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。

県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。

県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第 86 条の 14 に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。

本県は JR 等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、今後、この計画に反映していくものとする。

また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

## (2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、放射性物質放出前の予防的避難、OIL1 に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。

県および関係周辺市は、 に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得ず自家用車を使用する場合は、できるかぎり乗り合わせる等について、平常時から住民に周知するものとする。ことにより不要な自家用車利用の抑制を図る。

関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

## (3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

#### (4) 避難用バスの確保

避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。

県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章 1 - (1) に基づき、避難用バスの確保を要請する。

県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。

県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、国に要請する。

## 2 避難経路

### (1) 原則

住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。

県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計(ETE)の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

### (2) 県内他の市町への避難経路

県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。

関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

### (3) 他府県への主な避難経路

関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。

なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

#### 【長浜市】

北陸自動車道 名神高速道路 京滋バイパス

北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

#### 【高島市】

国道161号・国道367号 国道161号バイパス 名神高速道路

中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取したうえで、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。

県は決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

#### (4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示または避難準備情報の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議のうえ、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

### 3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

## 第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

### 1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、滋賀県版UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

## 2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、滋賀県版UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合または滋賀県版UPZ以遠の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
- ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）
  - ・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）
- (5) 滋賀県版UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名 称	所 在 地
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
県立長浜ドーム	長浜市田村町 1320
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1

長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

### 3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

### 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

## 第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

### 1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

### 2 備蓄場所

滋賀県版UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

#### (1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

#### (2) 関係周辺市の施設

市役所

市が指定する避難集合場所（一時集結所）

滋賀県版UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

避難集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

初期被ばく医療機関（長浜市・高島市内に限る。）

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

二次被ばく医療機関

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）

高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）

避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）

UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 関係周辺市の施設における備蓄分

市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）

避難集合場所（避難時の住民への配布）

UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

初期被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）

市立長浜病院

長浜市立湖北病院

高島市民病院

二次被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）  
長浜赤十字病院

#### 4 緊急時における配布および服用の手順

- (1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。
- (2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、P A Zにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

#### 5 滋賀県版U P Z以遠への対応

安定ヨウ素剤に係る滋賀県版U P Z以遠への対応については、P P A対策に係る国の方針が示された後に検討するものとする。

### 第6章 避難所の設置運営

#### 1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、できるだけ早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。

#### 2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。  
なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、できる限り拠点避難所を設置するよう要請する。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

### 3 避難所運営に必要な物資の確保

広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。

その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

## 第7章 避難長期化への対応

### 1 二次避難への移行の進め方

(1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保に向けた検討を開始する。

(2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

(3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

### 2 二次避難先の確保

(1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。

(2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

## 第8章 要配慮者の広域避難

### 1 基本的な考え方

避難、とりわけ府県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を



踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難に要する資機材や医療・看護体制、および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

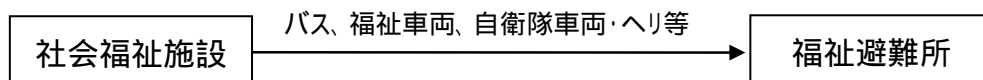
## 2 県の役割

県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

## 3 関西広域連合における考え方

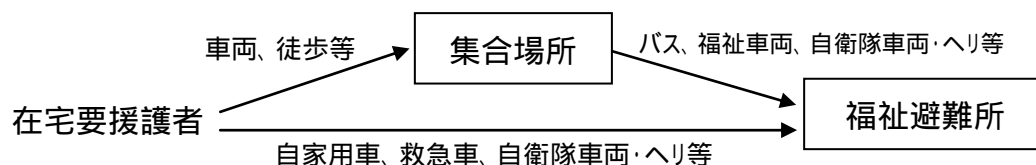
関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

### a) 社会福祉施設入所者・通所者



社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

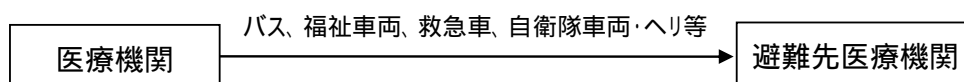
### b) 在宅要援護者



介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

### c) 医療機関等入院患者



## 第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

## 第10章 滋賀県版UPZ以遠の地域への対応

滋賀県版UPZ以遠の地域において広域避難が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、この計画に基づき必要な対策を講じることとする。

また、県は必要に応じて国、関西広域連合、その他関係機関に協力を求める。

## 第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を超える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

## 第12章 広域避難計画の見直し

県は、国の原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。

【別添1】主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
    - 高速自動車国道
    - 高速自動車国道以外
  - その他の道路
    - その他の道路
  - 滋賀県版UPZ圏内
  - 滋賀県版UPZ圏外
  - 避難中継所(スクリーニング場所)



国道365号

国道161号

北陸自動車道

国道8号

国道367号

新旭体育館/武道館  
道の駅藤樹の里あどがわ等

長浜IC  
長浜ドーム

湖岸道路

県道2号

名神高速道路

東近江市役所

八日市IC

竜王IC

大津市役所

草津市役所

栗東IC

甲賀市役所

草津田上IC

新名神高速道路

信楽IC

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称	所在地	
長浜市	湖北町	1,773	おだに 小谷	1,109	おだに かみやまだ 小谷上山田	282	おだに しょうがっこう 小谷小学校	長浜市小谷丁野524	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(14号松原線 駒川出口) 南港通(府道5号) あびこ筋(府道28号)	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23		
					しもやまだ 下山田	120											
					ふたまた 二俣	111											
					おだに ようの 小谷丁野	596											
			はやみ 速水	664	ようかいち 八日市	284	はやみ しょうがっこう 速水小学校	長浜市湖北町速水 2561-1									
					あおな 青名	214											
	ねこくち 猫口	166															
	西浅井町	4,400	しおつ 塩津	2,002	しおつ はま 塩津浜	474	にしあざい ちゅうがっこう 西浅井中学校	長浜市西浅井町塩津 中312	国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(14号松原線 駒川出口) 南港通(府道5号) あびこ筋(府道28号)	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23		
					ほりやま 祝山	129											
					やのくま 岩熊	308											
					ついで 月出	31											
					のさか 野坂	112	しおつ しょうがっこう 塩津小学校	長浜市西浅井町塩津 中41									
					しおつ なか 塩津中	171											
					よ 余	330											
					しゆふくじ 集福寺	184											
					くつかげ 沓掛	148											
					よこなみ 横波	115											
			ながはら 永原	2,398	おあうら 菅浦	2,398	おあうら 大浦	901	ながはら しょうがっこう 永原小学校	長浜市西浅井町大浦 167	国道303号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(14号松原線 駒川出口) 南港通(府道5号) あびこ筋(府道28号)			大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23
							すがうら 菅浦	164									
							は た べ 八田部	289									
やまだ 山田							105										
にしあざい おやま 西浅井小山	102																
やまかど 山門	227																
なか 中	125																
しょう 庄	377																
くるやま 黒山	108																
計	6,173		6,173														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称		所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地
高島市	朽木村	1,842	くつき 朽木 ひがししょうがっこう 東 小学校	1,729	いちばく 市場区	460	くつき ちゅうがっこう 朽木中学校	高島市朽木 市場1055	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 第二京阪道 路(門真IC)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163
					みやまえぼく 宮前坊区	153									
					うえのく 上野区	190	やまびこ館	高島市朽木 市場792							
					じしはく 地子原区	84									
					うただにく 雲洞谷区	90									
					おおのく 大野区	66									
					ふるかわく 古川区	70									
					いわせく 岩瀬区	152	くつき 朽木 ひがししょうがっこう 東 小学校	高島市朽木 市場1113							
					のじりく 野尻区	94									
					あらかわく 荒川区	118									
					あらかわそうだく 荒川惣田区	107	くつき のうみん 朽木農民 けんしゅう 研修センター	高島市朽木 市場792							
					あそく 麻生区	85									
					きじやまく 木地山区	17									
					かせく 柏区	43	くつき しょうがっこう 西 小学校	113							
	はりはたく (おにょうだに) 針畑区(小入谷)	21	くつき 朽木 にし しょうがっこう 西 小学校	高島市朽木 中牧187											
	はりはたく (なかまき) 針畑区(中牧)	21													
	はりはたく (ふるや) 針畑区(古屋)	11													
	おいすぎく 生杉区	24	へら しゅうがいじょ 平良集会所	高島市朽木 平良100-1											
	くわばらく 桑原区	19													
	しもこがく 下古賀区	333	ひるせ しょうがっこう 広瀬小学校	高島市安曇川町 下古賀1182											
かみこがく 上古賀区	385														
ながおく 長尾区	188														
なかのじちかい 中野自治会	190														
びわこ台住民自治会	57														
たいさんじく 泰山寺区	57	あどがわ そうごう たいいんかん 安曇川総合体育館			高島市安曇川町 田中630-1										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地		
高島市	新旭町	8,753	新旭 みなみしょうがっこう 南小学校	3,167	いのくちく 井ノ口区	235	新旭 みなみしょうがっこう 南小学校	高島市新旭町 新庄853	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 第二京阪道 路(門真IC)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163		
					あんようじく 安養寺区	615											
					きたばたくじちかい 北畑区自治 会	652											
					わらそのく 藁園区	1,665										新旭養護学校	高島市新旭町 太田988-6
			新旭 きたしょうがっこう 北小学校	5,586	こうつくじちかい 木津区自治会	264	新旭 きたしょうがっこう 北小学校	高島市新旭町 饗庭26									
					あかく 岡区	257											
					ひづめく 日爪区	111											
					いかがわく 五十川区	409											
					よないく 米井区	138											
					つじさわくじちかい 辻沢区自治会	214											
					たいく 田井区	95											
					こうつ みののみなみ じちかい 木津宮ノ南自治会	44											
					ウッディーパーク自治会	74											
					いまいちく 今市区	342										湖西中学校	高島市新旭町 北畑564-2
					ひらいく 平井区	626											
					もりく 森区	556											
					ほりかわく 堀川区	492											
					しもふりく 霜降区	311											
					はりえく 針江区	483											
					やまがたく 山形区	97											
レインボータウン自治会	82	新旭公民館	高島市新旭町 北畑567														
やわらぎ北の町自治会	126																
こはん さとじちかい 湖畔の郷自治会	182																
ふかみぞくじちかい 深溝区自治会	683	新旭養護学校	高島市新旭町 太田988-6														
計	11,805		11,805		11,805												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	木之本町	5,595	きのもと 木之本	4,892	きのもと 木之本	2,157	きのもと しょうがっこう 木之本小学校	長浜市木之本町木之本685-1	国道303号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(松原IC) 中央環状線 府道31号線 金岡公園体育館	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	堺市	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18
					せんだ 千田	410								大浜体育館	堺区大浜北町5丁7番1号
					くらだ 黒田	878									
					たべ 田部	152									
					ひろせ 廣瀬	1,295									
			いかく 伊香具	703	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(堺IC) 府道61号線 府道28号線 家原大池体育館	にしやま 西山	217	えばらおいけたいいくかん 家原大池体育館	西区家原寺町1丁18番1号				
								たい 田居	141						
								きたふせ 北布施	167						
								あかお 赤尾	178						
			計		5,595		5,595								

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地		
長浜市	木之本町	607	すぎの杉野	607	かほい はら 金居原	173	すぎのしょうがっこう 杉野小学校	長浜市木之本町杉野 489	国道303号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道 堺泉北道路(綾園出口) 国道26号線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉大津市	泉大津市立総合体育館	宮町2-50	
					すぎの杉野	349										
					すぎもと杉本	66										
					おとわ音羽	19										
	計	607		607												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	木之本町	1,222	たかとき 高時	1,222	おおみ 大見	53	たかときしょうがっこう 高時小学校	長浜市木之本町石道 1079 - 1	国道303号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(岸和田和泉IC) 光明池春木線 和泉中央線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7
					かわい 川合	487									
					ふるはし 古橋	469									
					いしみち 石道	120									
					きのもと こやま 木之本小山	93									
計	1,222		1,222												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地		
長浜市	木之本町	337	伊香具	337	大音	337	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(13号東大阪線 16号大阪港線 4号湾岸線浜寺出口) 府道29号線(臨海道路)高石出口 府道204号線(堺阪南線)	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	高石市	慶翠苑(バンセ羽衣)	羽衣1丁目11-22	
	計	337		337												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	木之本町	75	伊香具	75	はんのうら 飯浦	42	いかくしょうがっこう 伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114	国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(13号東大阪線 16号大阪港線 4号湾岸線 岸和田北IC) 府道40号線(磯上南交差) 府道204号線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18 17	
					やまなし 山梨子	33										
	計	75		75												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月町	1,889	たかつき 高月	1,889	たかつき 高月	1,889	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道(八尾IC) 中央環状線 主要地方道大阪港八尾線5号線 府道八尾道明寺線174号線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館	青山町3丁目5 24
	計	1,889		1,889											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月町	484	たかつき 高月	484	まけ 馬上	484	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号 県道2号 北陸自動車 道(米原IC) 名神高速道路 京 滋バイパス 第二京阪道路 近 畿道 西名阪自動車道(藤井寺I C) 府道12号(堺大和高田線) 国道170号 25号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60
	計	484		484											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月町	3,308	とみなが 富永	241	たかの 高野	241	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(13号東大阪線 水走出口) 大阪外環状線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	東大阪市	多目的芝生広場	松原南1丁目1番
					かしばら 柏原	805									
			たかつき 高月	2,644	どうがんじ 渡岸寺	221	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738							
					あちかわ 落川	435									
					もりもと 森本	266									
					うね 宇根	476									
					ひがしあつじ 東阿閉	441									
こほり 古保利	174	くまの 熊野	174	こほりしょうがっこう 古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38										
		たかつきひがしたかだ 高月東高田	129			ななさとしょうがっこう 七郷小学校	長浜市高月町唐川 248								
しちさと 七郷	249	にしものべ 西物部	120												
		計	3,308	3,308											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	758	とみなが 富永	758	もちでら 持寺	133	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和自動車道 南阪奈道路(羽曳野IC) 国道170号(外環状線)	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	富田林市	市民総合体育館	美山台4-1	
					ほらど 洞戸	58										
					ほうえんじ 保延寺	163										
					あめのもり 雨森	404										
	計	758		758												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月	785	とみなが 富永	785	いのち 井口	702	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号 県道2号 北陸自動車 道(米原IC) 名神高速道路 京 滋バイパス 第二京阪道路 近 畿道 阪和道(美原南IC) 国道 309号 国道170号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1
					たかつまおやま 高月尾山	83									
	計	785		785											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月町	912	こほり 古保利	912	ひがしやなぎの 東柳野	372	こほりしょうがっこう 古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 東大阪JCT阪神高速13号東大阪市線 東船場JCT阪神高速環状1号線 阪神高速14号松原線(三宅出口) 国道309号線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城1-1 37
					やなぎのなか 柳野中	128									
					たかつきにしの 高月西野	324									
					かたやま 片山	88									
	計	912		912											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月	838	ななさと七郷	838	からかわ唐川	356	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道(松原IC) 府道2号 府道31号 府道188号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンター はびきのコロセアム	南恵我之荘4丁目237-4
					よこやま横山	130									
					ひがしのべ東物部	352									
	計	838		838											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県													
市町名	避難元						集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月	334	ななさと七郷	334	いその磯野	334	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 西名阪自動車道(藤井寺IC) 府道12号(堺大和高田線) 国道170号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20
	計	334		334											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月	423	こほり古保利	423	にしあつじ西阿閉	423	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(美原北) 府道36号 国道309号 府道 森屋狭山線 国道310号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地
	計	423		423											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月	158	こほり古保利	158	にしやなぎの西柳野	158	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道 南阪奈道路(羽曳野東IC)	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1
	計	158		158											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月	102	ななさと七郷	102	たかつきふせ高月布施	102	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和自動車道 南阪奈道(羽曳野) 府道27号線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1
	計	102		102											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月	128	こほり古保利	128	しげのり重則	66	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号 県道2号 北陸自動車道(米原IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(美原北IC) 国道309号 府道705号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	ちばやあかさかむら千早赤阪村	旧千早小学校体育館	大字東阪388番地
					まつお松尾	62									
	計	128		128											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉	1,218	余呉	1,218	坂口	161	かがみあかちゅうがっこう 鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速阪神高速(13号東大阪線 1号環状線 15号堺線) 国道26号線	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45番1号
					下余呉	459									
					中之郷	598									
	計	1,218		1,218											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉	531	よご 余呉	531	しもにゅう 下丹生	111	かがみあかちゅうがっこう 鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和自動車道(貝塚IC) 府道岸和田牛滝山貝塚線(40号線)(通称:貝塚中央線)	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目13-1
					かみにゅう 上丹生	333									
					するすみ 摺墨	24									
					すがなみ 菅並	63									
	計	531		531											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	余呉	467	余呉	467	余呉東野	467	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷777	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(13号東大阪線 16号大阪港線 4号湾岸線泉佐野南IC) 府道29号 国道481号 国道26号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22
	計	467		467											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	余呉	376	よこ余呉	376	やと八戸	99	かがみおかちゅうがっこう 鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿自動車道 阪和自動車道(泉南IC) 府道63号泉佐野岩出線 国道26号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26番1号	
					かわなみ川並	277										
	計	376		376												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉	391	よこ余呉	391	くにやす国安	161	よこしろうがっこう余呉小学校	長浜市余呉町中之郷777	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪和道(泉南IC) 府道63号 府道64号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	阪南市	ふりついでみとつりこうこう府立泉鳥取高校	緑ヶ丘1丁目1-10
					いけはら池原	133									
					おおたに小谷	97									
	計	391		391											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	余呉	367	余呉	367	ふむろ 文室	92	よこ しゅうがっこう 余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号 国道8号 北陸 自動車道(木之本IC) 名神高 速道路 京滋バイパス 第二 京阪道路 近畿道 阪和道 (貝塚IC) 国道170号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	熊取町	熊取町立総合体 育館 「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1
					いまいち 今市	164									
					しんどう 新堂	111									
	計	367		367											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉	49	よこ余呉	49	つばきざか椿坂	49	よこしょうがっこう余呉小学校	長浜市余呉町中之郷777	国道365号 国道8号 北陸自動車道(木之本IC) 名神高速道路 京滋バイパス 第二京阪道路 近畿道 阪神高速(13号東大阪線 16号大阪港線 4号湾岸線) 府道泉佐野岩出線	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福祉センター	嘉祥寺883-1
	計	49		49											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	余呉	113	よこ 余呉	113	やな がせ 柳ヶ瀬	69	よこ しゅうがっこう 余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号 国道8号 北陸 自動車道(木之本IC) 名神 高速道路 京滋バイパス 第 二京阪道路 近畿道 阪神 高速(13号東大阪線 16号大 阪港線 4号湾岸線) 府道 63号線 国道26号線 府道 259号線	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	岬町	岬町立町民体育 館	淡輪4546	
					なかの がわち 中河内	44										
	計	113		113												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地				名称				所在地		
高島市	マキノ町	2,274	マキノ ひがししょうがっこう 東 小学校	952	かいづく 海津1区	181	マキノ ひがししょうがっこう 東 小学校	高島市マキノ町 海津2384	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(豊中IC) 府道 10号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	豊中市	てしまたいいくかん 豊島体育館	服部西町4丁目 12-1	
					かいづく 海津2区	166										
					かいづく 海津3区	265										
					にしはまく 西浜区	340										
			マキノ みなみしょうがっこう 南 小学校	1,322	なかしやく 中庄区	421	マキノ みなみしょうがっこう 南 小学校	高島市マキノ町 新保887								
					おおぬまく 大沼区	216										
					グリーンレイク ちょうない かい 町内会	208										
					しんぼく 新保区	380										
			こせいだいら 湖西平 じちかい 自治会	97												
計	2,274	2,274														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	マキノ町	604	マキノ 北小学校	604	やまなか 山中区	102	マキノ 北小学校	高島市マキノ町 小荒路1046-1	国道161号 国道161号バイ パス 名神高速道路 中国道 中国豊中IC(左側車線) 国道176号 国道176号線石橋跨線橋が 20tを超える車両通行禁止	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	池田市	とよしまのこうえん 豊島野公園	天神1丁目7-1	
					しもく 下区	142										
					うらく 浦区	60										
					こあらしく 小荒路区	222										
					のぐちく 野口区 (野口)	43										
					のぐちく 野口区 ちばら くにざかい (路原・国境)	35										
計	604	604														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	マキノ町	1,061	マキノ にし しょうがっこう 西 小学校	489	ひるぐちく 蛭口区	489	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	国道161号 国道161号パイパス 名神高速道路(茨木IC) 国道171号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	箕面市	第二総合運動場 外院1-2-3	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
					つじく 辻区	48										
					もりにしく 森西区	67										
					きわく 沢区	410										
					はこだてだい 箱館第2リッチ ランド町内会	47										
	計	1,061		1,061												

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	マキノ町	143	マキノ 西小学校 <small>にししょうがっこう</small>	143	マキノ・ マロンガーデン	84	マキノ 西小学校 <small>にししょうがっこう</small>	高島市マキノ町 寺久保552-1	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(茨城IC) 国道171号 (小野原-栗生間谷) 府道4号線茨木能勢線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	豊能町	高山コミュニ ティーセンター	高山10	
					マキノ・ グランデ自治会 <small>まきのじちかい</small>	59										
	計	143		143												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地		
高島市	マキノ町	54	マキノ 北小学校	54	ありはらく 在原区	54	マキノ北小学 校在原分校	高島市マキノ町 在原506	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(豊中IC) 阪 神高速11号池田線 国道173 号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	能勢町	能勢町浄るりシア ター	宿野30	
	計	54		54												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	マキノ町	1,966	マキノ にししょうがっこう 西小学校	842	おおあざしらたに 大字白谷	116	マキノ にししょうがっこう 西小学校	高島市マキノ町寺久 保552-1	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(吹田IC) 中央 環状線(池田方面)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1 - 1	
					しらたにちようじゆえん 白谷長寿苑 ちようないかい 町内会	48										
					てらくぼく 寺久保区	195										
					いしばく 石庭区	139										
					かみかいでく 上開田区	91										
					しもかいでく 下開田区	82										
					まきのく 牧野区	171										
			マキノ ひがししょうがっこう 東小学校	701	えきにし マキノ駅西 じちかい 自治会	140	マキノ土に学 ぶ里研修セン ター	高島市マキノ町蛭口 260-1								
			たかぎはま ちようめ 高木浜1丁目		368											
			たかぎはま ちようめ 高木浜2丁目	193												
マキノ みなみしょうがっこう 南小学校	423	ちないく 知内区	423													
計	1,966		1,966													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	今津町	2,214	いまづ ひがし 今津 東 小学校	2,155	なかはま 中浜区	205	いまづ 今津 ひがし 東コミュニ ティーセンター	高島市今津町 中沼1丁目4-1	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(大山崎IC) 国道171号大阪方面行き 高槻 市役所前交差点 府道大阪高 槻線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	高槻市	市立総合スポ ーツセンター	芝生町4丁目1- 1	
					きたはま 北浜区	185										
					みなみはま 南浜区	401	たかしまし 高島市民会館	高島市今津町 中沼1丁目3-1								
					しょうやう 松陽台区	1,200										
					しょうやう 松陽台区	164	がくえん ECC学園高等 がっこう 学校	高島市今津町 椋川512-1								
					とちゅう 途中谷	1										
にし 西 小学校	59	むくがわ 椋川区	58													
	計	2,214		2,214												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称
高島市	今津町	1,694	いまづ 今津 きたしょうがっこう 北小学校	1,694	きなみく 酒波区	132	いまづ 今津 きたしょうがっこう 北小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(茨城IC) 国道 171号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	茨木市	にしがわらこうえん 西河原公園	城の前町1
					へがさきく 平ヶ崎区	174									
					のぞ 望みの郷 じちかい 自治会	146									
					きとげく 北仰区	105									
					しんでんく 新田区	81	いまづ 今津 きたたいいくかん 北体育館	高島市今津町 日置前100							
					かつらく 桂区	208									
					きたふかしみづく 北深清水区	211									
					みなみふかしみづく 南深清水区	257	いまづ 今津 きたしょうがっこう 北小学校	高島市今津町 日置前100							
					みたにく 三谷区	265									
					かまく 構区	115									
計		1,694		1,694											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名) 人口		地区名2 (小学校区) 人口		地区名3 (自治会区) 人口		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	名称	所在地	名称	所在地												
高島市	今津町	654	いまづ 今津 きたしょうがっこう 北小学校	654	いいく 伊井区	235	いまづ 今津 きたしょうがっこう 北小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(吹田出口) 大阪中央環状線 府道14号 府道142号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター	千里丘東1-17-46	
					きたばやし 北林区	96										
					きたばやし 北林区	100										
					きとげひがし 北仰東自治会	223										
計	654	654														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県													
避難元							集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
高島市	今津町	185	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	185	おおとく 大供区	185	いまづ 今津 ひがしほいくえん 東 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	国道161号 国道161号バイ パス 名神高速道路(大山崎 IC) 国道171号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	島本町	島本町ふれあい センター	桜井3丁目4 1
	計	185		185											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	882	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	882	まかせく 栄区	200	たかしまこうとう がつこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 近畿道(摂津南IC) 中央環状線(府道2号線) (松生町交差点)国道163号線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	守口市	おおえだこうえん 大枝公園	東光町3-1	
					まかせく 栄区	200										
					まかせく 栄区	198										
					ひがしく 東区	150										
					ひがしく 東区	134										
計	882		882													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
高島市	今津町	2,531	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	1,955	たけすく 武末区	205	いまづ はたら 今津働く じょせい いえ 女性の家	高島市今津町 今津1640	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(京都南IC) 京阪 国道(出屋敷南交差点を左折)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	枚方市	枚方市立総合体育館	中宮大池4丁目10-1
					ひろかわく 弘川区	549									
					こせい 湖西ニュー タウン自治会	199									
					すぎさわく 杉沢区	189									
					すぎさわく 杉沢区	218									
					すぎさわく 杉沢区	251									
					はまぶんく 浜分区	144									
					かわしりく 川尻区	65									
			はまぶんく 浜分区	135	いまづ ちゅうがっこう 今津中学校	高島市今津町 弘川924									
			いまづ いのぐちく 今津井ノ口区	128											
			なかの まちく 中ノ町区	136											
			いまづ 今津 きた 北 小学校	384	いまづ つしく 今津辻区	120									
					つのがわく 角川区	88	いまづ にししょうがっこう 今津西小学校	高島市今津町 保坂796-1							
					あますがわく 天増川区	16									
					ほうざかく 保坂区	53									
すぎやまく 杉山区	35														
計	2,531	2,531													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地										
高島市	今津町	1,581	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	1,581	みなみしんぼく 南新保区	416	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	高島市今津町 弘川59	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 第二京阪道路(寝 屋川北) 国道1号線 府道18号 線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	寝屋川市	(旧)明德小学校	明德1丁目1 1	
					いちがきまき 市ヶ崎区	273										
					しんぼうじく 新保寺区	132										
					カームタウン区	324										
					ひがししんまちく 東新町区	200										
					ひがししんまちく 東新町区	236										
計	1,581	1,581														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	今津町	825	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	825	天神区	240	いまづ きんろうしゃ た 今津勤労者体 いいく 育センター	高島市今津町 今津1952-1	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路(京都南IC) 京 阪国道 外環状線(国道170号 線)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大東市	ふかきたりよぐち 深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目	
					天神区	139										
					いまづ なかのく 今津中野区	60										
					いまづ なかのく 今津中野区	240										
					みやにしく 宮西区	146										
計	825		825													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	719	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	719	ゆうく 蘭生区	156	いまづ かみたいいぐかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 京阪国道 第 二京阪道路(寝屋川南IC)(または 第二京阪門真IC) 国道1号線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	門真市	門真市立門真 市民プラザ	北島546番地	
					うめはらく 梅原区	127										
					しもひろべく 下弘部区	283										
					うめはらだんち 梅原団地 じちかい 自治会	107										
					おおずく 大床区	46										
	計	719		719												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	393	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東小学校	393	きしわきく 岸脇区	230	いまづ かみだいいくかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 京阪国道 第 二京阪道路(寝屋川北IC) 国道 1号 国道170号 国道163号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	四條畷市	市民総合セン ター	中野3丁目5-25	
					かみひろべく 上弘部区	163										
	計	393		393												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	489	いまづ 今津 ひがししょうがっこう 東 小学校	489	にしく 西区	400	たかしまこうとうがっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号 国道161号バイパス 名神高速道路 京阪国道 第二京阪道路(交野北IC) 第二京阪道路側道 府道交野久御山線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	かたのし 交野市	交野市立総合体育施設駐車場	向井田 2-5-1	
					にしく 西区	89										
	計	489		489												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



# 滋賀県緊急時モニタリング計画

平成26年3月

滋 賀 県

# 目 次

1	目的	
(1)	計画の目的	1
(2)	緊急時モニタリングの目的	1
2	基本的事項	
(1)	基本方針	1
(2)	本計画の適用範囲	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成	2
3	緊急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制	2
(2)	県モニタリング本部の設置	3
(3)	EMCの設置	3
4	緊急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施	4
(5)	気象情報および大気拡散計算システムの整備・維持管理	4
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	4
5	出動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡	5
(2)	指示・連絡の経路	5
6	緊急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5

7	緊急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	6
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	7
(5)	中期モニタリング	8
(6)	復旧期モニタリング	8
8	EMCの運営等	
(1)	EMCの指揮系統	8
(2)	EMCにおける意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	9
9	モニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10	モニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法	10
(2)	管理基準	10
(3)	モニタリング要員の防護措置	10
11	その他	11
別表1	初動対応段階において県が採る措置	12
別図1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織	13
別図2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統	14

## 滋賀県緊急時モニタリング計画

### 1 目的

#### (1) 計画の目的

この計画は、滋賀県（以下、「県」という。）が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県防災計画」という。）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。）の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

#### (2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- ・ 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・ 運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・ 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供

のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

### 2 基本的事項

#### (1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部（以下、「県モニタリング本部」という。）を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター（以下、「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、県内関係市、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの（固定観測局）と、原子力災害時に応急対策として実施するもの（可搬型モニタリングポ

スト等)により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織、運営
- ウ 警戒事態において県モニタリング本部が実施する環境放射線モニタリング
- エ EMC の指揮下で滋賀県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画および福井県ならびに関係府県（原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定められる関係周辺都道府県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領（以下、「実施要領」という。）を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態（原子力施設等立地市町で震度5弱以上の地震）が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定される動員体制に係る配備レベルに基づき、別表1のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

- ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。  
(自動設置)
- イ 県モニタリング本部の組織は別図1のとおりとし、「企画調整班」を県防災危機管理局に、「大気班」、「琵琶湖水班」、「飲料水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」、「林産物班」等を県庁および関係地方機関担当課室に、「分析班」を県衛生科学センターに置く。

### (3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下、「国の警戒本部」という。）は、立地県（福井県）の協力のもと、EMC の設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMC は、次の機関で構成する。
  - ① 国（原子力規制庁ほか）
  - ② 福井県
  - ③ 滋賀県
  - ④ 滋賀県以外の関係府県
  - ⑤ 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構）
  - ⑥ 関係指定公共機関
  - ⑦ 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図1のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センターに置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

## 4 緊急時モニタリング体制の整備

### (1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
- イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定

めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

ア 県は、モニタリングポスト、積算線量計等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器および防護用資機材（以下、「モニタリング資機材」という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。

イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。

ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、空間線量率測定や環境試料（例：大気・浮遊じん、飲食物、陸水、土壌、河底土、湖底土、指標生物）採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。

ア 固定観測局による連続監視

イ 可搬型モニタリングポスト等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積

ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積

(5) 気象情報および大気拡散計算システムの整備・維持管理

県は、原子力規制庁、指定公共機関と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モ

ニタリング対策官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。

イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、関係市、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

## 5 出動連絡

### (1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡

警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

### (2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMCの立上げと同時に、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下、「国の事故対策本部」という。）は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。

県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

## 6 緊急時モニタリングに係る協力要請

### (1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

### (2) 航空機モニタリングの要請

EMCセンター長は、必要に応じて原子力災害対策本部に航空機モニタリングの実施を要請する。

### (3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請

EMCセンター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

## 7 緊急時モニタリングの実施



## (1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急時事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。(別表1参照)

各対応段階に応じて、OILに基づく防護措置の実施の判断材料のため、固定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

## (2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、すみやかに開始する。

### ア 平常時モニタリング（固定観測局）の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

### イ 可搬型モニタリングポストによる測定

企画調整班は、次の事項を優先して可搬型モニタリングポストによる測定地点（可搬型モニタリングポスト整備前はサーベイメータ等による測定点）を選定し、指示を受けた大気班は、機器点検後、測定地点に搬送して設置、空間線量率の連続測定を行う。

- ・ 停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ
- ・ 実施要領で定める設置候補地点のうち風下方向の地点

### ウ モニタリング車等による測定

企画調整班は、影響が見込まれる方向に応じ、あらかじめ定められたルートから走行サーベイを実施するルートを選定し、指示を受けた大気班は、モニタリング車またはサーベイメータを搭載した車の搭載機器を点検後、走行サーベイを実施する。事態の進展等に応じ、企画調整班はルートの変更や固定点測定など必要な指示を行う。

## (3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置

の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によってすみやかに開始される。

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は本計画に基づいて、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングを実施する。

なお、EMC の設置後は、EMC の指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

ア 緊急時防護措置を準備する区域を中心とした空間線量率の監視強化

平常時モニタリング（固定観測局）による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、可搬型モニタリングポストの配置（可搬型モニタリングポスト整備前はサーベイメータ等による測定点）を見直し、緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）に広く設置する。

モニタリング車は、影響が見込まれる方向に応じ、あらかじめ定められたルートからより広域に測定範囲を拡大し、UPZ を中心とした区域で空間線量率を確実に測定する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

ア 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

モニタリング車搭載の採取装置により試料を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

イ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が  $0.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料を、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。また、降雨のあった地域では、雨水等を採取し測定する。

ウ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が  $0.5 \mu\text{Sv/h}$  を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間線量率が  $0.5 \mu\text{Sv/h}$  を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポスト（整備前はサーベイメータ等）およびモニタリング車による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握する。

イ 放射性物質濃度測定強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度を、ゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図 2 のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整班グループにおいて原案を作成し、EMC

センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

- ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察
- イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測
- ウ 緊急時モニタリング実施計画の改定訂
- エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器など（以下「可搬型モニタリングポスト等」という。）平常時モニタリングとの連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC（警戒事態においては県モニタリング本部）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的考察を加える。

EMC は、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部（警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部）に報告する。

県は、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を関係市と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC 設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等をすみやかに公表する。

(イ) EMC 設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部は、EMC から報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等ですみやかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMC で妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、すみやかにその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

## 10 モニタリング要員の被ばく管理等

### (1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMC に派遣する県の要員を含めた滋賀県モニタリング本部要員の被ばく線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC 企画調整グループは、県モニタリング本部など EMC の指揮下の組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

### (2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、ただちに活動を中止する。

### (3) モニタリング要員の防護措置

#### ア EMC 設置前

(ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携帯させる。

#### イ EMC 設置後

(ア) EMC センター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整のうえ出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) EMC センター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

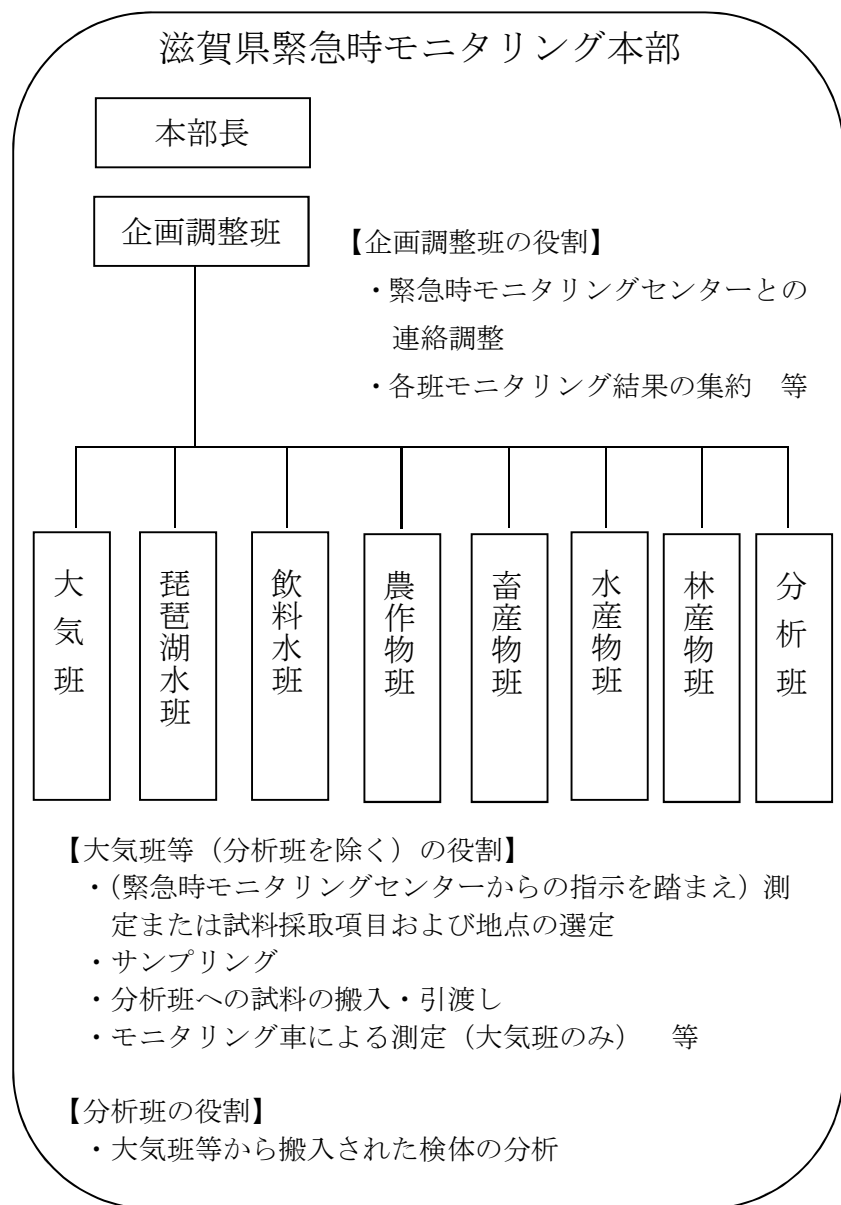
## 11 その他

中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改訂する。

別表1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制	緊急時モニタリング体制	緊急時モニタリング体制(国)	モニタリングの区分	緊急時モニタリング(環境放射線モニタリング)実施内容	防護措置等
情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒2号体制に準じた体制(防災危機管理局)</li> <li>オフサイトセンターへの職員派遣(必要に応じ)</li> <li>災害警戒本部への移行準備</li> </ul>	(警戒2号体制に準じた体制)	(原子力事故警戒本部)(原子力事故現地警戒本部)	平常時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの継続</li> <li>モニタリングポスト確認</li> <li>機器に異常がある場合には修理等</li> </ul>	
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部設置</li> <li>災害警戒地方本部設置</li> <li>オフサイトセンターへの職員派遣(担当職員)</li> </ul>	滋賀県緊急時モニタリング本部の設置	緊急時モニタリングセンターの設置準備		<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリングポスト確認</li> <li>機器に異常がある場合には修理等</li> <li>可搬型モニタリングポストの設置</li> <li>モニタリング車による測定</li> <li>緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備および緊急時モニタリングの準備(国)</li> </ul>	
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部設置</li> <li>災害対策地方本部設置</li> <li>オフサイトセンターへの職員派遣(幹部職員)</li> </ul>	緊急時モニタリングセンターの指揮下で、滋賀県緊急時モニタリング本部が活動継続	緊急時モニタリングセンターの設置 ※滋賀県緊急時モニタリング本部は緊急時モニタリングセンターに職員を派遣。	緊急時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの開始</li> <li>【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】</li> <li>モニタリングポスト確認</li> <li>モニタリング車走行サーベイ</li> <li>可搬型モニタリングポストの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への注意喚起</li> </ul>
全面緊急事態					<ul style="list-style-type: none"> <li>【全面緊急事態における初期モニタリング】</li> <li>モニタリング車による大気中放射性物質試料採取および測定</li> <li>飲料水、野菜等環境試料中放射性物質測定</li> <li>雨水中放射性物質の測定</li> <li>航空機モニタリング(国)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>UPZ内屋内退避</li> <li>避難、スクリーニングポイントの準備</li> <li>安定ヨウ素剤配付の準備</li> </ul>
放射性物質の放出					<ul style="list-style-type: none"> <li>【中期モニタリング】</li> <li>空間線量率の監視継続</li> <li>放射性物質濃度測定の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の実施</li> <li>スクリーニングの実施</li> <li>飲食物摂取制限の実施</li> </ul>
放出事象の収束					<ul style="list-style-type: none"> <li>【復旧期モニタリング】</li> <li>空間線量率</li> <li>放射性物質濃度の継続的変化把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【中期対応段階】</li> <li>周辺環境に対する全般的影響の評価・確認</li> <li>人体への被ばく評価</li> <li>各種防護措置の実施・解除</li> <li>風評被害対策</li> <li>【復旧段階】</li> <li>避難区域の見直し</li> <li>被ばく線量の管理</li> <li>現在および将来の被ばく線量推定</li> </ul>

別図1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織



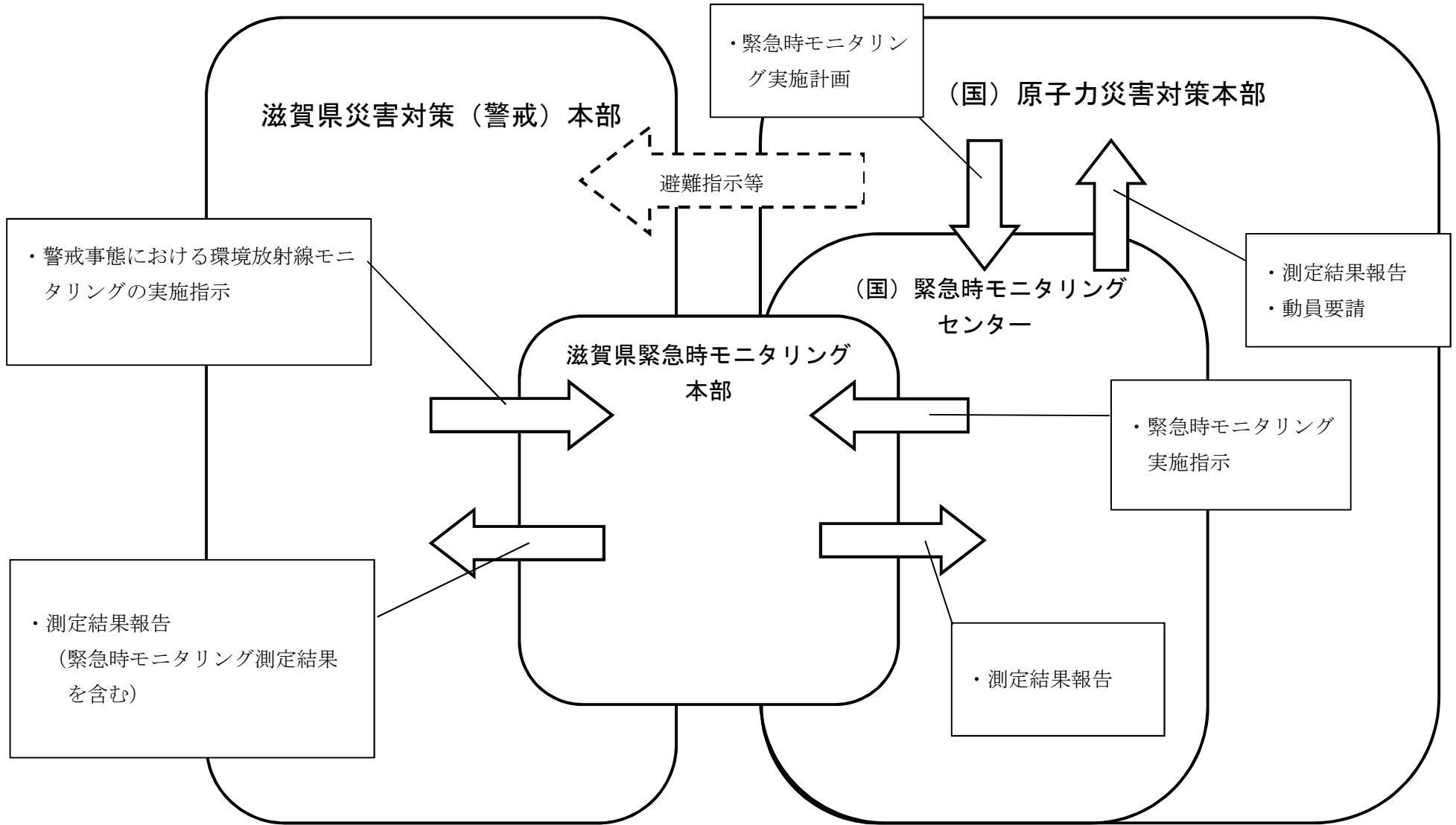
職員派遣  
→

職員派遣  
→

(国) 緊急時モニタリングセンター	
グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長) (地方放射線モニタリング対策官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府)、指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府) 指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整
・緊急時モニタリングセンター (EMC) 設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMC の指揮下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。	



別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統



## 滋賀県危機管理センターについて

地震等の自然災害をはじめ、テロや新型インフルエンザ等様々な危機事案に対し、迅速・的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理機能の拠点となる滋賀県危機管理センターを整備します。

### 【整備事業】

#### ■ 工事概要

- |          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 工事場所 | 大津市京町四丁目 1 - 1                                                |
| (2) 工事内容 | 危機管理センター 鉄筋コンクリート造 5 階建（免震構造）<br>延べ面積 5,461.03 m <sup>2</sup> |



## ■ 施設概要

### ○ 災害対策本部機能

#### 災害対策室

防災関係機関の活動拠点。可動間仕切りで部屋数・面積を臨機応変に調整可能。  
平常時は、地域防災力を高めるための研修や交流・展示等を行う。

#### オペレーションルーム

初動対策班・防災関係機関による情報収集・対策の立案等の場。

#### 災害対策本部員会議室

本部員、防災関係機関等が参集し、総合的な対策方針等について協議等を行う場。

#### プレスセンター

記者発表の場。報道機関の控室。

### ○ 施設の機能維持

#### 免震構造

建物と地盤の間に地震のエネルギーを吸収する免震層を設置。  
一般的な耐震構造の建物と比較すると、大地震時の揺れを3分の1程度に低減。

#### 非常用発電機設備

オペレーションルーム、災害対策本部員会議室、災害対策室、機械室、無線統制室等、重要室の活動を3日間連続して行える出力と燃料を確保。

#### 給水設備

防災井戸、飲料のペットボトル備蓄等により、活動に必要な水を3日以上確保。

#### 排水設備

公共下水設備が使用できない場合でも、緊急汚水槽、排水リサイクルシステムにより3日以上トイレの利用が可能。

#### 備蓄倉庫

災害対応に従事する職員の飲料水、食料、防災用品等を備蓄。

### ○ その他

#### 環境配慮

太陽光発電機設備：屋上に太陽光パネル10kWを配置。

空調設備：自然換気システム等を最大限活用。

#### 景観計画

県庁本館とデザインを統一。街並みとして違和感の無い景観を創出。

## ■ 経過・予定

### ○ 経過

平成24年3月 基本計画策定

8月 設計着手

平成25年7月 設計完了

### ○ 予定

平成26年1月 本体建築工事着手

平成27年3月 本体建築工事完了

平成27年度中 供用開始

## 【研修・交流事業】

### ■ 研修機能

「自助」「共助」につながる地域防災力を高める研修を実施します

- 「自助」、「共助」の主役である県民の方を対象に、生活防災の取組事例などを通して、災害などを“正しく恐れ”、“正しく理解”し、日々の生活の中で危機への対応力を高めるための研修を実施

### ■ 交流機能

防災の取組を行っている関係団体等が情報交換、交流できる場を設けます

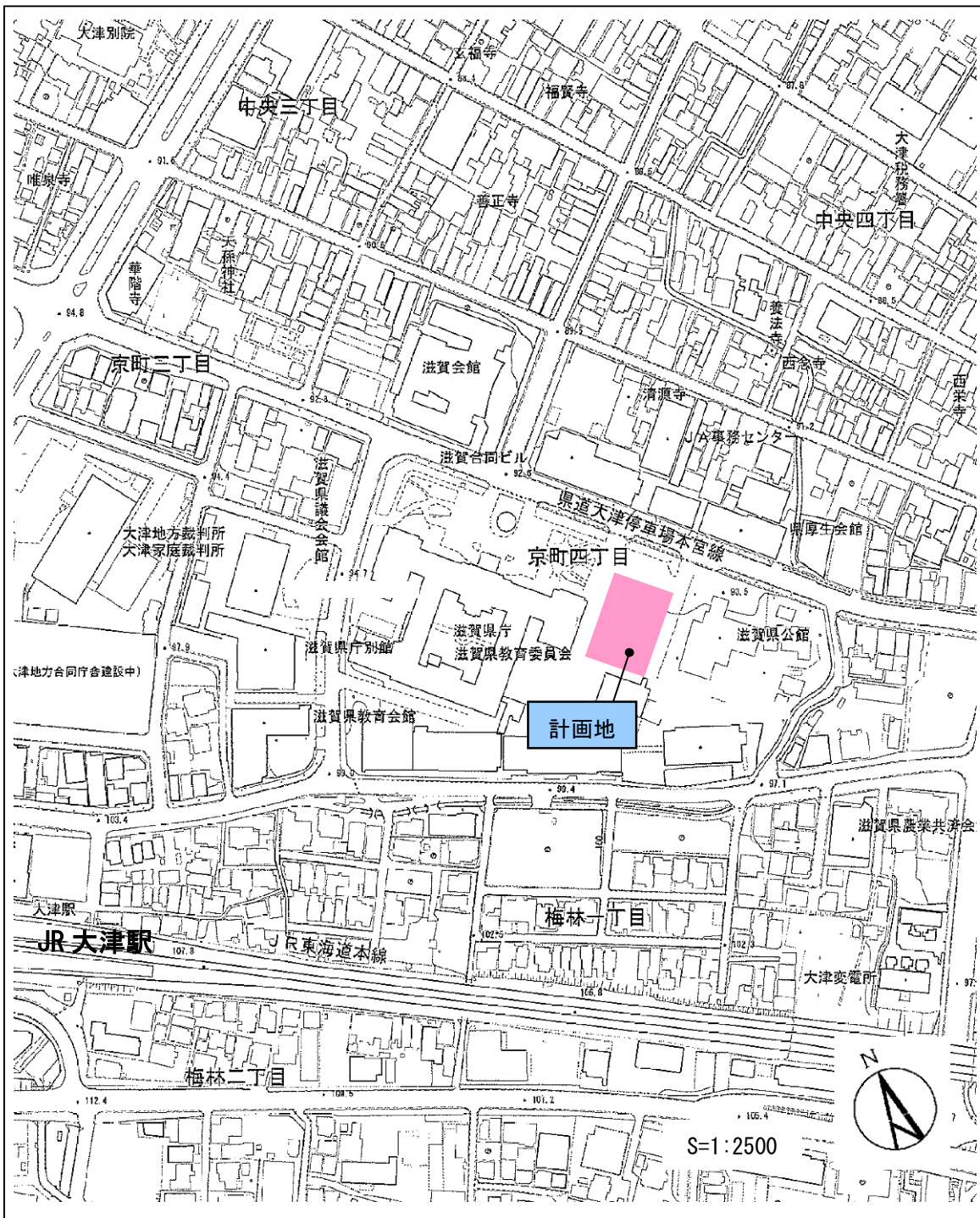
- 自主防災組織のリーダーや災害などへの対応に関心のある方が集まって、情報交換や交流できる場の提供
- 危機対応についての本やDVD、研修用教材等の情報提供



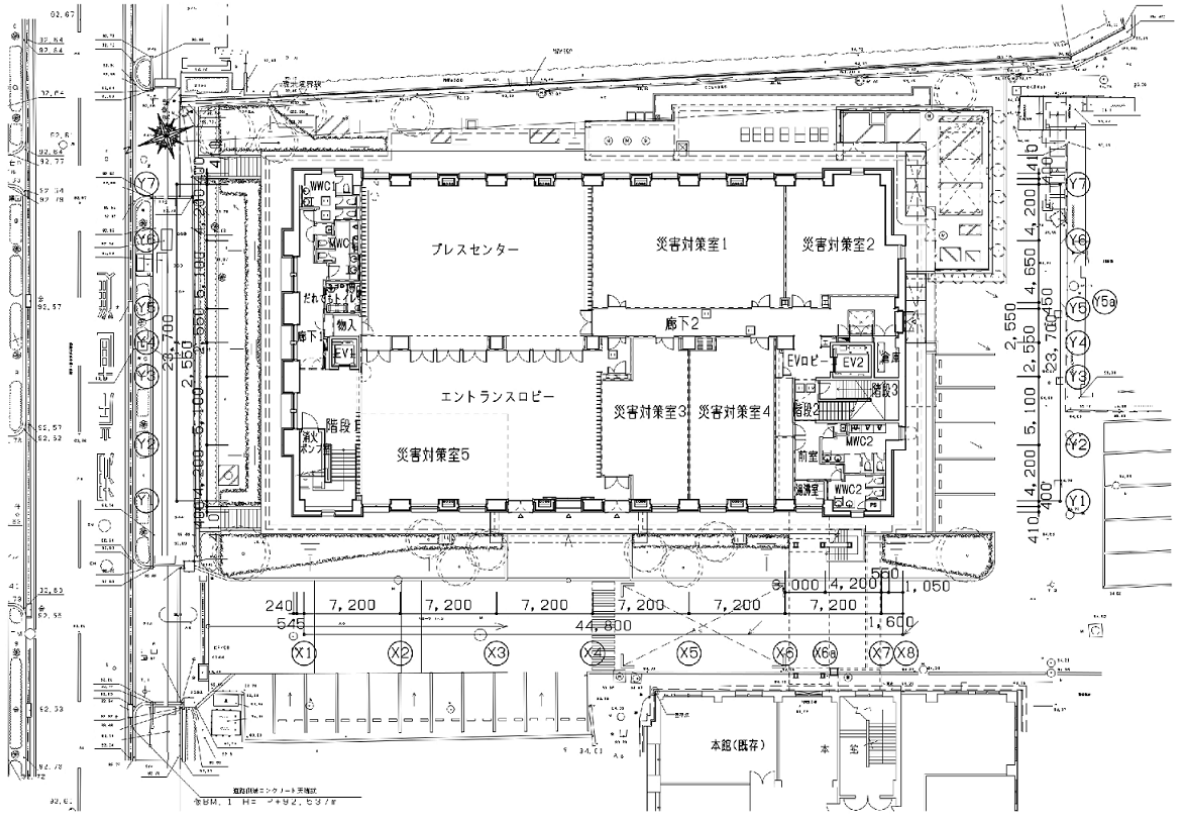
### ■ 展示機能

日常生活と防災が結びつくような展示を行います

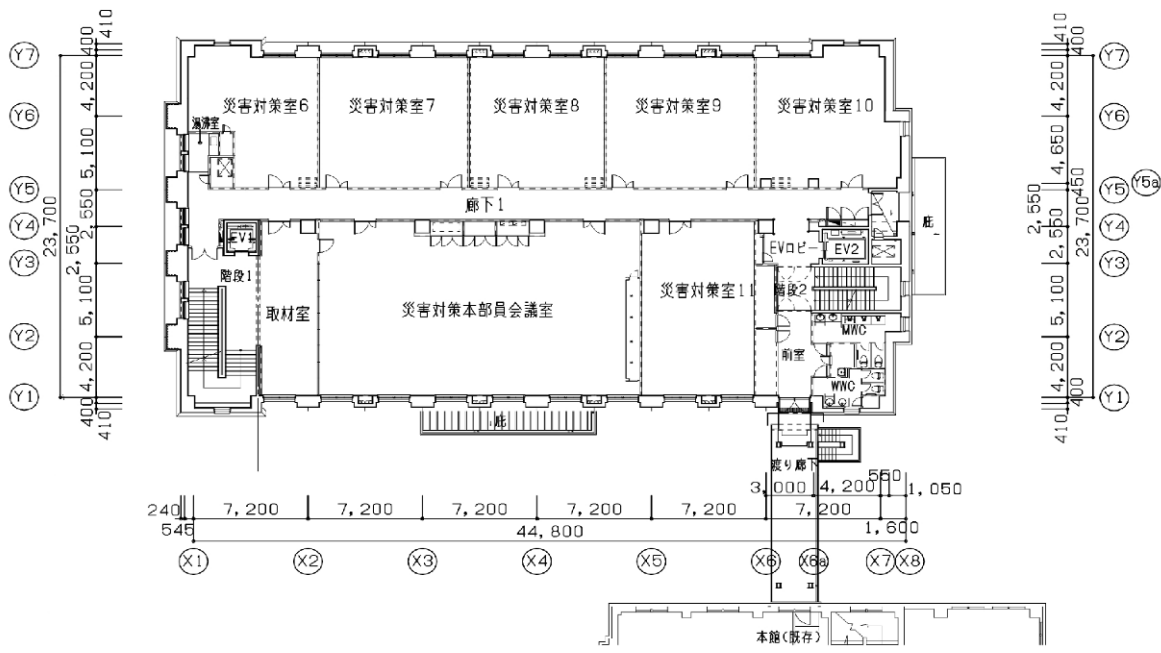
- 「手作りかまどベンチ」など、生活防災に役立つ情報の展示
- 防災イベントや訓練など、地域や団体で実施されている活動を発信するための展示



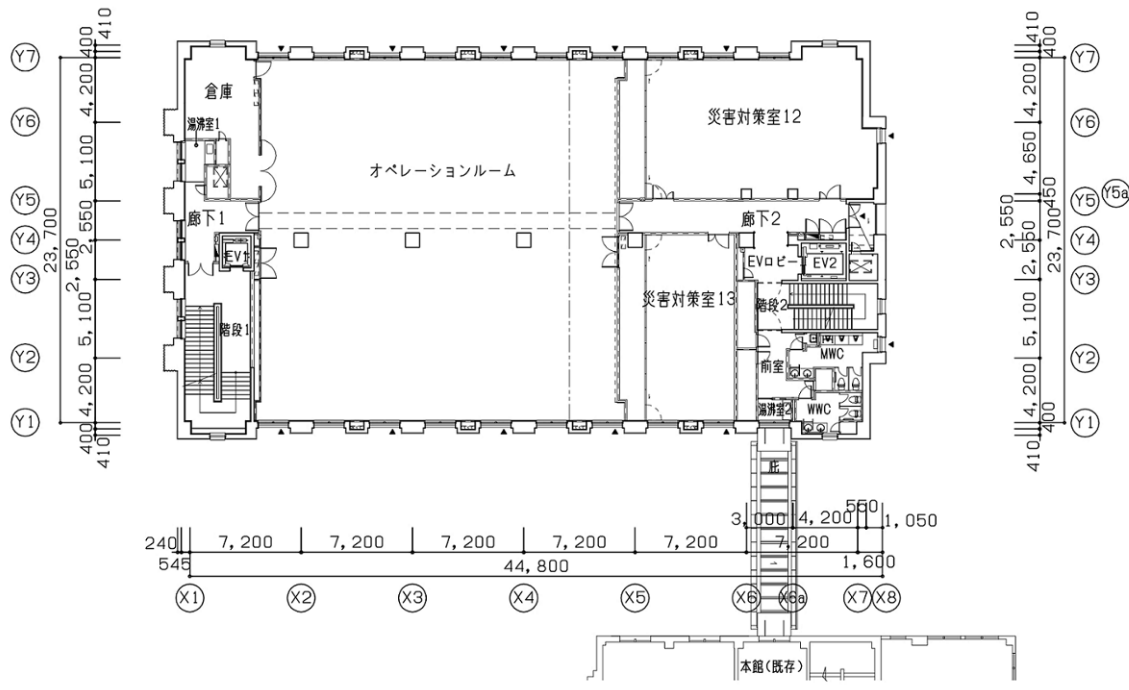
# 位置図



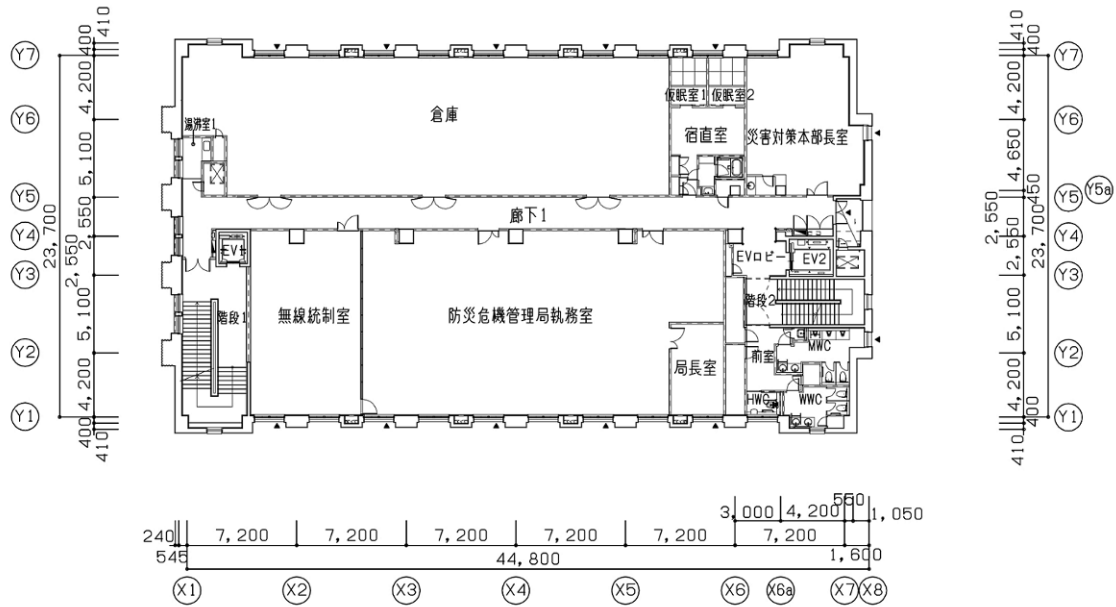
# 配置図、1階平面図



2階平面図

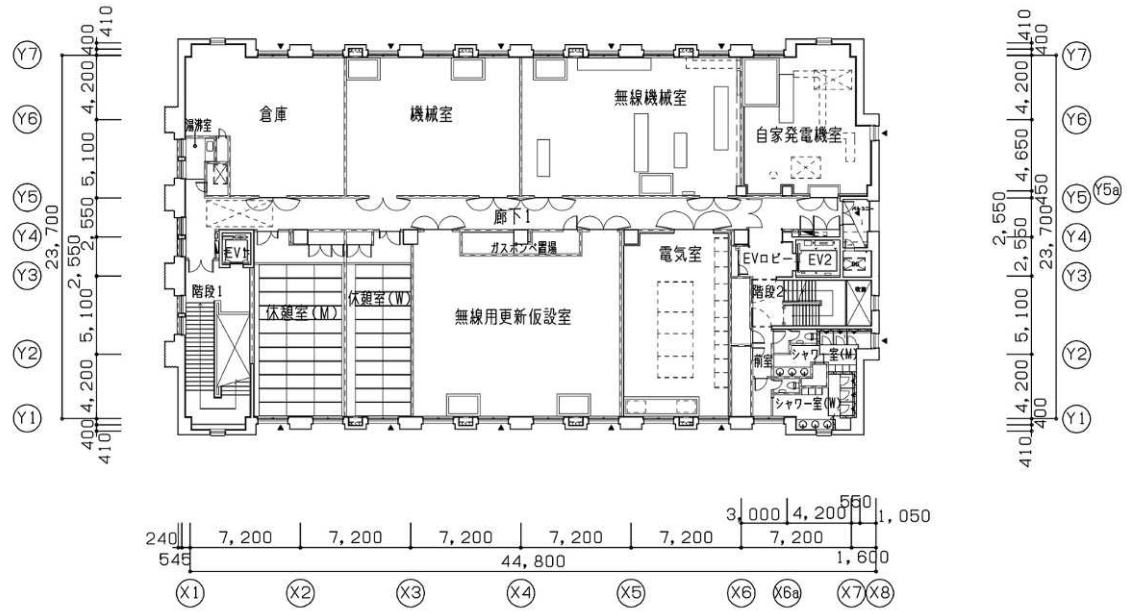


3階平面図



**4階平面図**





**5階平面図**

## 平成 26 年度滋賀県総合防災訓練実施概要（案）

## 1 訓練目的

各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもとに総合防災訓練を実施し、災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図る。

## 2 訓練日時

平成 26 年 9 月 21 日（日）午前 7 時 00 分～11 時 30 分（総合閉会式 11 時 45 分～12 時）

## 3 場 所

大津市内

## 4 訓練想定（内容は調整中）

平成 26 年 9 月 21 日（日）午前 7 時 00 分、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震が発生。大津市内で震度 6 強を観測し、建物の倒壊、火災発生、液状化の発生、ガス・水道・電気・電話等ライフライン施設、鉄道、道路、堤防の破損等があり、多数の死傷者が発生した。折からの大雨で河川は増水しており、一部地域では氾濫が生じている。

## 5 訓練内容

## (1) 第 1 次防災圏、第 2 次防災圏訓練

## ア 地域共助訓練

- ・安否確認、救出救助、初期消火
- ・災害時要援護者支援

## イ 避難所開設・運営訓練

- ・安否確認
- ・避難勧告・広報・避難誘導
- ・高齢者・外国人等災害時要援護者避難支援
- ・避難所生活体験
- ・応急救護、炊出し・給水訓練等
- ・ボランティアセンター開設

## ウ 園児・児童・生徒等の避難誘導、救出救助訓練

## エ 孤立集落避難救援訓練

## オ 火災防御訓練、救出救助訓練

## カ 液状化対応訓練

## キ 水防訓練

## ク 救援物資払い出しおよび輸送・配布訓練

## ケ 市町災害対策本部設置に係る訓練・情報収集伝達訓練

(2) 第3次防災圏訓練

- ア 林野火災・市街地等火災防御訓練
- イ 土砂災害救出訓練
- ウ 現地医療体制の確保訓練
- エ 県災害対策地方本部設置に係る訓練・情報収集伝達訓練

(3) 県全土防災圏訓練

- ア 災害報道連携訓練
- イ 倒壊家屋・中高層建物等による救出救助、火災防御、応急救護訓練
- ウ 現地指揮調整本部の設置訓練
- エ 道路、河川等公共施設の被災確認、応急復旧訓練
- オ ライフライン等防災関係機関災害対策訓練、応急復旧訓練
- カ 広域医療支援訓練
- キ 広域避難支援訓練
- ク 物資払い出しおよび輸送訓練
- ケ 県災害対策本部設置に係る訓練・広域的な情報収集伝達訓練

6 主会場および総合閉会式場

皇子山総合運動公園

7 訓練参加規模

参加人員：5,000名程度

参加機関：150機関程度

<参考>訓練実施(予定)地域

平成16年度 大津市、滋賀郡

平成17年度 高島市

平成18年度 近江八幡市、東近江市、蒲生郡

平成19年度 甲賀市、湖南市

平成20年度 長浜市、米原市、東浅井郡(虎姫町、湖北町)、  
伊香郡(高月町、木之本町、余呉町、西浅井町)

平成21年度 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

平成22年度 草津市、守山市、栗東市、野洲市

平成23年度 甲賀市、湖南市

平成24年度 高島市

平成25年度 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

平成26年度 大津市

平成27年度 長浜市、米原市